

負担限度額認定の申請について

施設サービス・短期入所サービスを利用したときの食費・居住費（滞在費）は全額自己負担となりますが、下記の①～③の要件を全て満たす人は、申請により、利用者負担が軽減されます。

<要件>

- ①世帯全員が市民税非課税者である（市民税非課税世帯）
- ②施設入所などで世帯分離をしている配偶者や内縁関係の者がいる場合、その人も市民税非課税者である
- ③本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が一定額を超えない
 - ・第1段階：預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下
 - ・第2段階：預貯金等が単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
 - ・第3段階①：預貯金等が単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
 - ・第3段階②：預貯金等が単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

<軽減の対象となるサービス>

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

<利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)>

		居住費（滞在費）				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
1段階	老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
2段階	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
3段階①	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
3段階②	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
4段階	認定要件を全て満たしていない人（負担限度額認定非該当）	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	1,445円

※（ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※負担限度額認定非該当（第4段階）の場合の金額は目安となります。

<申請方法>

『介護保険負担限度額認定申請書（表面）』『同意書（裏面）』の必要事項にご記入の上、裏面にある申請に必要なものをご持参いただき、下記申請場所にてご申請ください。

<適用期間>

申請日の属する月の1日に遡って適用開始となります。認定証の有効期間は、直近の7月31日までです。毎年更新の申請が必要となり、更新時期に申請書等を送付いたします。

<申請場所>

桐生市役所 1階 健康長寿課、新里支所、黒保根支所

☆申請後、認定要件等を確認の上、後日、負担限度額認定証を郵送にて交付いたします。

☆認定要件を満たさなくなった場合、ご連絡と認定証のご返却をお願いします。

<申請に必要なもの>

●：必ず必要なもの / △：該当がある場合に必要なもの

	必要書類	本人申請	代理人申請
1	負担限度額認定申請書（表面）	●	●
2	同意書（裏面）	●	●
3	本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）名義の全ての預貯金通帳（普通・定期）について、次の①及び②の写し ①金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が記載されているページ（通帳の表紙をめくった見開きページなど） ②申請日から2か月以内に記帳した最終残高のページ ※市役所の窓口ではコピーはいたしませんので、必ず事前に用意してください。 必要に応じて市役所1階の有料コピー機をご利用ください。	●	●
	その他本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）名義の有価証券などの資産が確認できるものの写し ☆有価証券（株式・国債・地方債・社債など）…証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ☆金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属…購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ☆投資信託…銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ☆タンス預金（現金）…自己申告 ※負債（借入金・住宅ローンなど）は預貯金等の合計額から負債の額を控除します。その場合、借用証書などが必要となります。	△	△
4	次の①及び② ①本人の介護保険被保険者証 ②本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを作成していない場合は、本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）のマイナンバー通知カード並びに本人の身元確認書類（注1）	●	
5	次の①～③全て ①本人の介護保険被保険者証 ②本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード ③代理人の身元確認書類（注1）		●

注1 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など顔写真付き証明書を1点

もしくは、医療保険証、介護保険負担割合証、年金手帳などを2点

注2 郵送で提出する場合、上記必要書類のうち、申請書と同意書以外はコピーを添付してください。ただし、マイナンバーカード及びマイナンバー通知カードの郵送での添付は不要です。書類に不備があった場合は受理できませんので、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

問い合わせ先：桐生市役所 健康長寿課 介護管理給付係
Tel 0277-46-1111（内線 390～393）